

第209回宮城県都市計画審議会

と き 令和6年5月31日（金） 午後2時

と ころ 宮城県行政庁舎4階 特別会議室（Web 併用）

次 第

1 開 会

2 報 告

第207回宮城県都市計画審議会議案の処理について

第208回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議 案

議案第2403号 ほか3件

4 閉 会

令和6年度

第209回宮城県都市計画審議会議案書

令和6年5月

宮城県都市計画審議会

目 次

1 報 告

第207回宮城県都市計画審議会議案の処理について ……………2

第208回宮城県都市計画審議会議案の処理について ……………2

2 議 案

議案第2403号

石巻広域都市計画区域の変更について ……………3

議案第2404号

石巻広域都市計画区域区分の変更について ……………7

議案第2405号

気仙沼都市計画区域の変更について ……………12

議案第2406号

気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について ……19

第207回宮城県都市計画審議会議案の処理について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第2396号	大崎市 加美町 涌谷町 美里町	大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	令和6年3月22日 宮城県告示第193号

第208回宮城県都市計画審議会議案の処理について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第2397号	仙台市	仙塩広域都市計画区域の変更について	(手続き中)
宮城県	第2398号	仙台市 ほか10 市町村	仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	(手続き中)
宮城県	第2399号	富谷市	仙塩広域都市計画区域区分の変更について	(手続き中)
宮城県	第2400号	塩竈市 多賀城市 利府町	仙塩広域都市計画道路の変更について	令和6年4月5日 宮城県告示249号
宮城県	第2401号	仙台市 利府町	仙塩広域都市計画下水道の変更について	令和6年4月5日 宮城県告示247号
宮城県	第2402号	白石市	仙南広域都市計画道路の変更について	令和6年4月5日 宮城県告示248号

石巻広域都市計画区域の変更について

根拠条文：都市計画法第5条第6項において準用する

同条第3項

都市計画案：別紙のとおり

石巻広域都市計画区域の変更 (宮城県決定)

石巻広域都市計画区域を次のように変更する。

1 石巻広域都市計画区域

別添のとおり

2 都市計画区域の範囲及び規模

区 分	市町村名	範 囲	変更前	変更後	増 減
石巻広域都市計画区域	石巻市	行政区域 の一部	13,004 ha	13,004 ha	
	東松島市	行政区域 の全部	10,186 ha	10,186 ha	増 9.2 ha 減 9.2 ha
	女川町	行政区域 の一部	3,851 ha	3,851 ha	
	計		27,041 ha	27,041 ha	増 9.2 ha 減 9.2 ha

3 新たに都市計画区域を指定する土地の区域

字名一覧表のとおり

4 都市計画区域から除外する土地の区域

字名一覧表のとおり

5 変更理由

東松島市と美里町にまたがる区域において、ほ場整備事業が実施され、行政区域が変更となったため、これらの土地の区域に合わせて都市計画区域を指定及び除外するものである。

字名一覧表

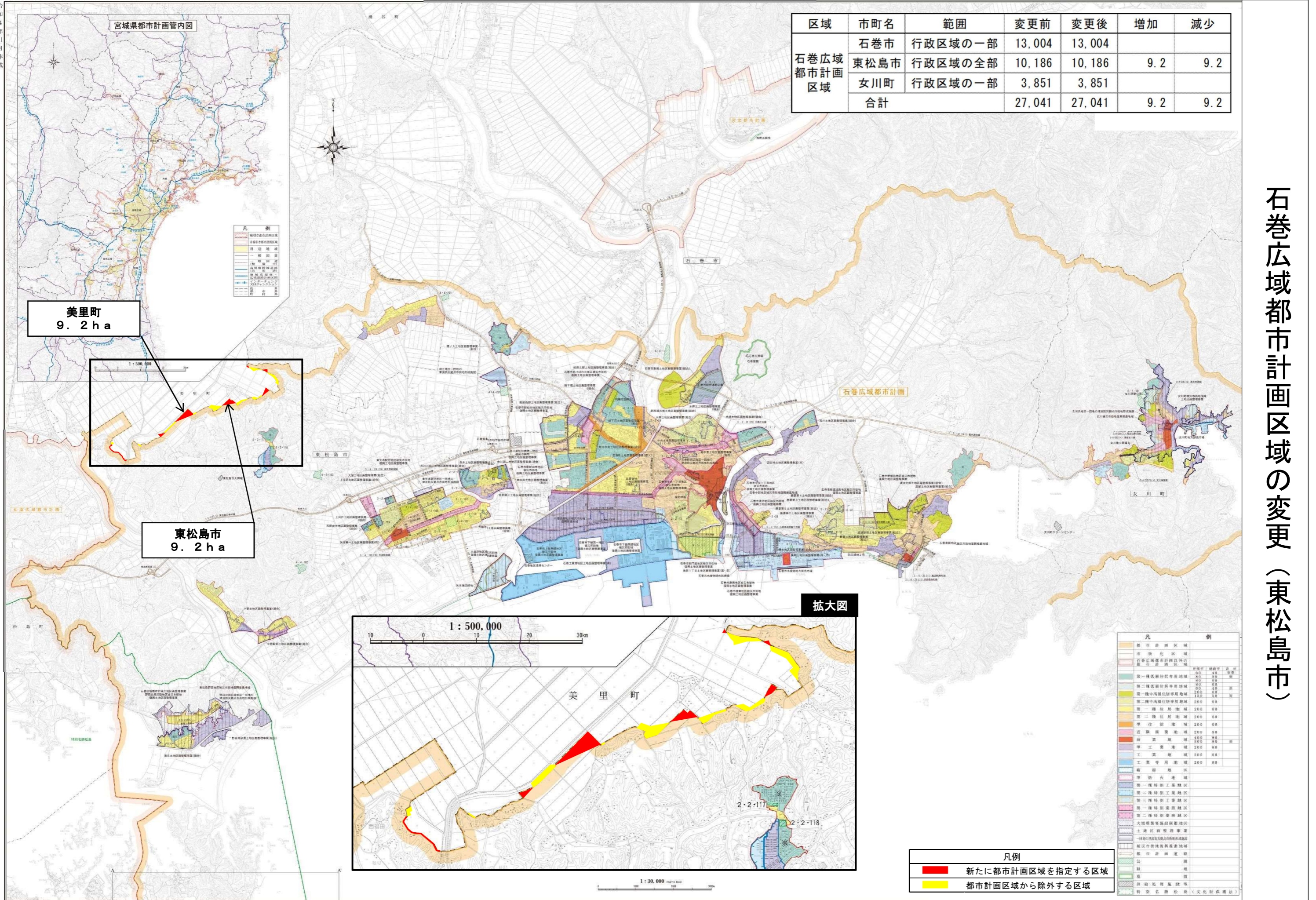
新たに都市計画区域を指定する土地の区域

市町	大字名	小字名	全部・一部の別
東松島市	大塩	新三郷	一部
		新本地	一部
		新裏谷地	一部
	西福田	新白山	一部

都市計画区域から除外する土地の区域

市町	大字名	小字名	全部・一部の別
美里町	二郷	新蛇沼向	一部
		蛇沼	一部
		肘曲	一部
		新浦谷地	一部

令和4年11月作成



石巻広域都市計画区域の変更（東松島市）

石巻広域都市計画区域区分の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

石巻広域都市計画区域区分の変更 計画書

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」変更する

2. 人口フレーム

年次 区分	平成27年 (基準年)	令和7年 (目標年)
都市計画区域内人口	154千人	141千人
市街化区域内人口	133千人	125千人
配分する人口	—	125千人
保留する人口	—	0千人
(特定保留)	—	0千人
(一般保留)	—	0千人

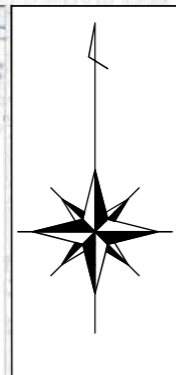
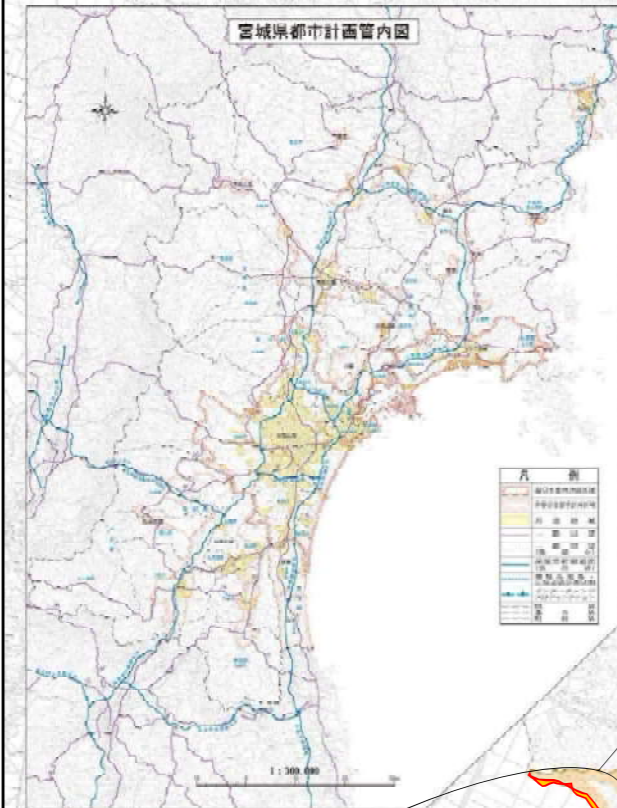
3. 変更の理由

都市計画法第6条の2の規定により定める「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「方針」という。）においては、事業の確実性等が得られた段階で市街化区域に編入していく地区を、市街化区域編入予定地区として位置づけている。

令和元年5月に都市計画決定した同方針に基づき、今回は第2次保留解除として、民間開発事業による石巻市（西道下地区）及び東松島市（赤井川前三番地区）について、その位置及び規模が確定し、事業実施の確実性が得られたことから、良好な市街地形成を図るため、市街化区域に編入するものである。

また、東松島市と美里町にまたがる区域において、ほ場整備事業が実施され、行政区域が変更となったため、これらの土地の区域に合わせて、市街化調整区域に編入及び除外するものである。

名称	決定(最終決定)年月日
都市計画区域	昭和2年5月15日 宮城県告示第412号
都市計画区域区分	昭和2年5月15日 宮城県告示第421号
都市計画区域地籍	昭和4年8月17日 宮城県告示第39号
都市計画道路	昭和4年2月18日 宮城県告示第16号
都市計画公園	平成9年1月31日 宮城県告示第2号
	平成2年11月24日 宮城県告示第14号
	平成4年4月7日 石巻市告示第22号



地区名	上福田・蛇沼向 地区
面積	市街化調整区域に編入する面積 9.2ha 市街化調整区域から除外する面積 9.2ha 合計面積 ±0.0 ha
事業主体	宮城県
事業手法	農村地域復興 再生基盤総合整備事業
主要用途	ほ場等

地区名	西道下 地区
面積	21.1 ha
事業主体	民間事業
事業手法	開発行為
主要用途	商業系

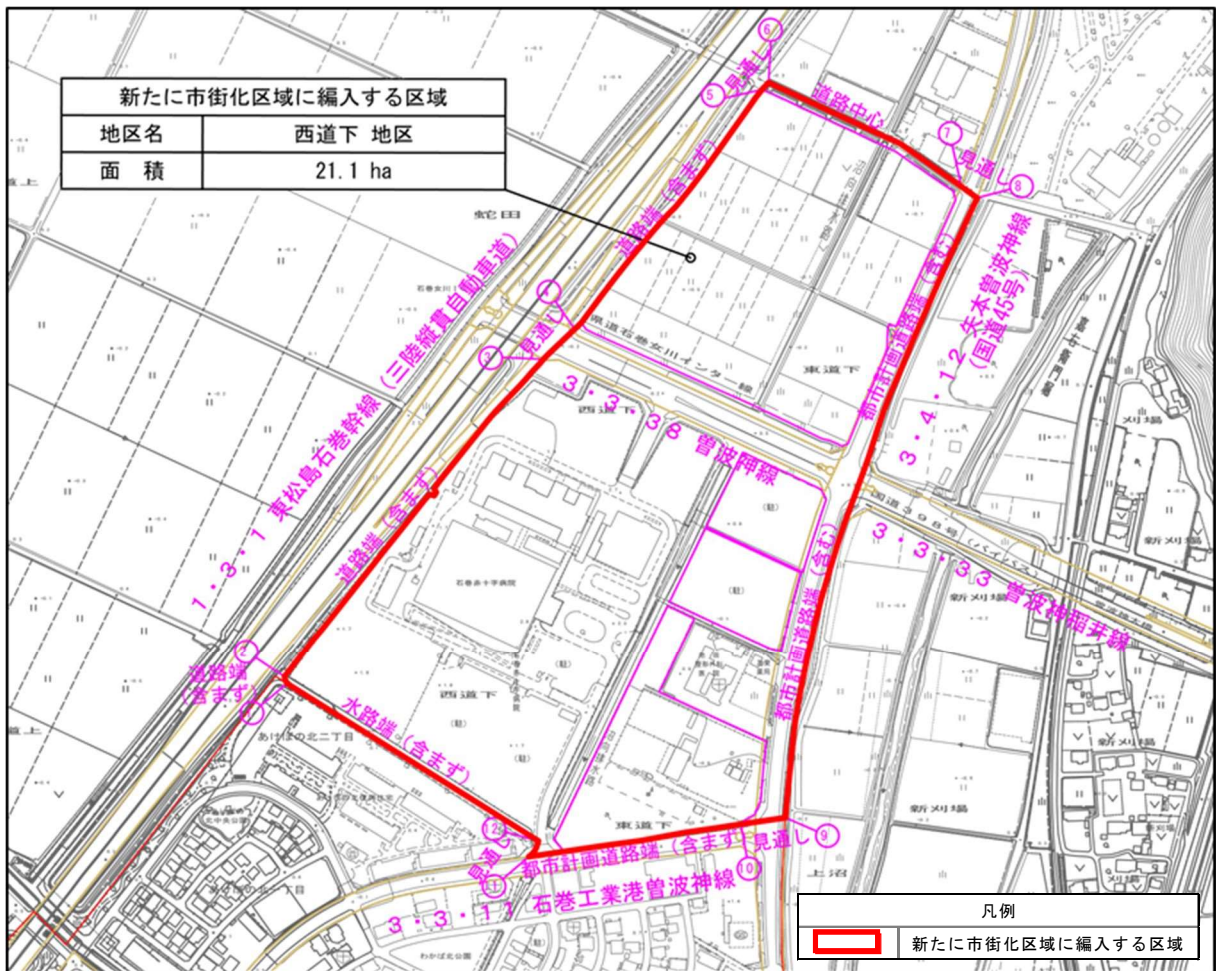
地区名	赤井川前三番 地区
面積	1.6 ha
事業主体	民間事業
事業手法	開発行為
主要用途	商業・医療・福祉系



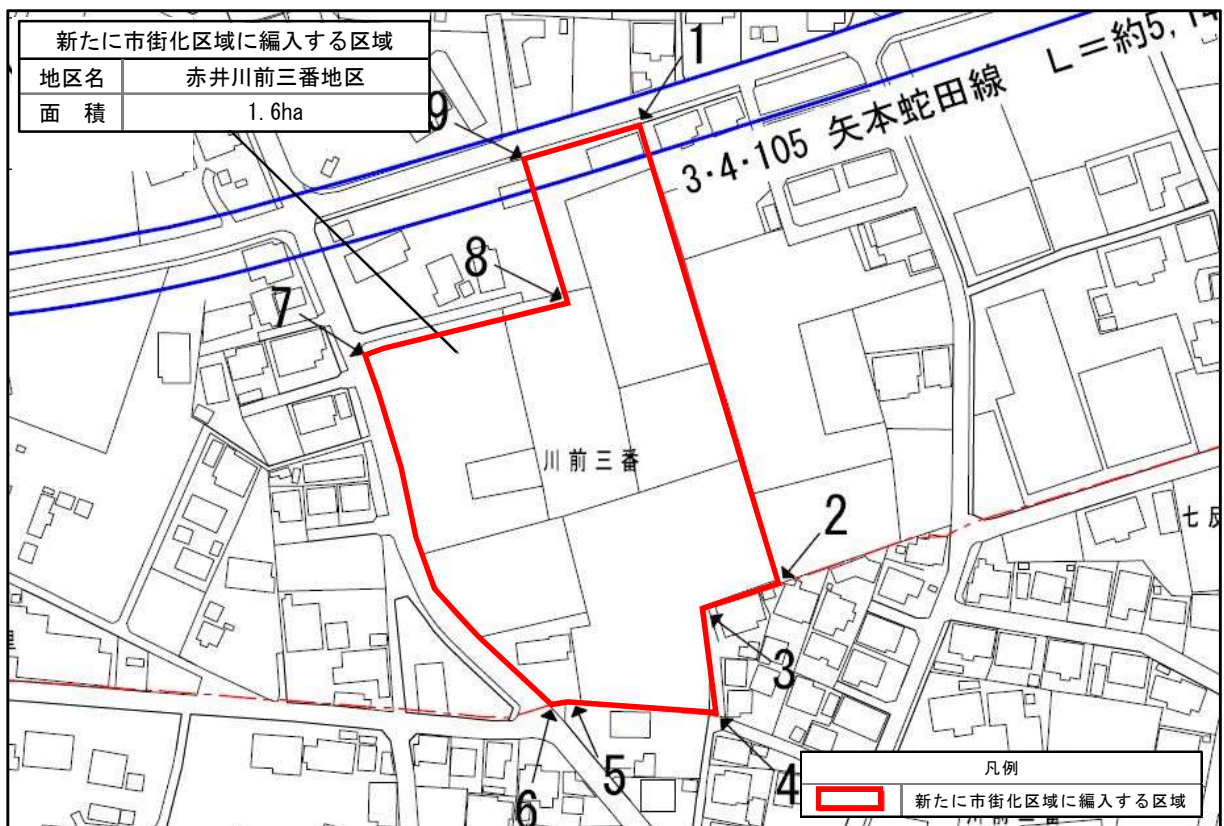
凡 例	
[Red outline]	区域区分を変更する箇所
[Red fill]	市街化調整区域に編入する区域
[Yellow fill]	市街化調整区域から除外する区域
[Blue fill]	第一種市街化調整区域
[Green fill]	第二種市街化調整区域
[Orange fill]	第三種市街化調整区域
[Purple fill]	第四種市街化調整区域
[Light blue fill]	第五種市街化調整区域
[Light green fill]	第六種市街化調整区域
[Light orange fill]	第七種市街化調整区域
[Light purple fill]	第八種市街化調整区域
[Light blue fill]	第九種市街化調整区域
[Light green fill]	第十種市街化調整区域
[Light orange fill]	第十一種市街化調整区域
[Light purple fill]	第十二種市街化調整区域
[Light blue fill]	第十三種市街化調整区域
[Light green fill]	第十四種市街化調整区域
[Light orange fill]	第十五種市街化調整区域
[Light purple fill]	第十六種市街化調整区域
[Light blue fill]	第十七種市街化調整区域
[Light green fill]	第十八種市街化調整区域
[Light orange fill]	第十九種市街化調整区域
[Light purple fill]	第二十種市街化調整区域
[Light blue fill]	第二十一種市街化調整区域
[Light green fill]	第二十二種市街化調整区域
[Light orange fill]	第二十三種市街化調整区域
[Light purple fill]	第二十四種市街化調整区域
[Light blue fill]	第二十五種市街化調整区域
[Light green fill]	第二十六種市街化調整区域
[Light orange fill]	第二十七種市街化調整区域
[Light purple fill]	第二十八種市街化調整区域
[Light blue fill]	第二十九種市街化調整区域
[Light green fill]	第三十種市街化調整区域
[Light orange fill]	第三十一種市街化調整区域
[Light purple fill]	第三十二種市街化調整区域
[Light blue fill]	第三十三種市街化調整区域
[Light green fill]	第三十四種市街化調整区域
[Light orange fill]	第三十五種市街化調整区域
[Light purple fill]	第三十六種市街化調整区域
[Light blue fill]	第三十七種市街化調整区域
[Light green fill]	第三十八種市街化調整区域
[Light orange fill]	第三十九種市街化調整区域
[Light purple fill]	第四十種市街化調整区域
[Light blue fill]	第四十一種市街化調整区域
[Light green fill]	第四十二種市街化調整区域
[Light orange fill]	第四十三種市街化調整区域
[Light purple fill]	第四十四種市街化調整区域
[Light blue fill]	第四十五種市街化調整区域
[Light green fill]	第四十六種市街化調整区域
[Light orange fill]	第四十七種市街化調整区域
[Light purple fill]	第四十八種市街化調整区域
[Light blue fill]	第四十九種市街化調整区域
[Light green fill]	第五十種市街化調整区域

凡 例	
[Red outline]	区域区分を変更する箇所
[Red fill]	市街化調整区域に編入する区域
[Yellow fill]	市街化調整区域から除外する区域

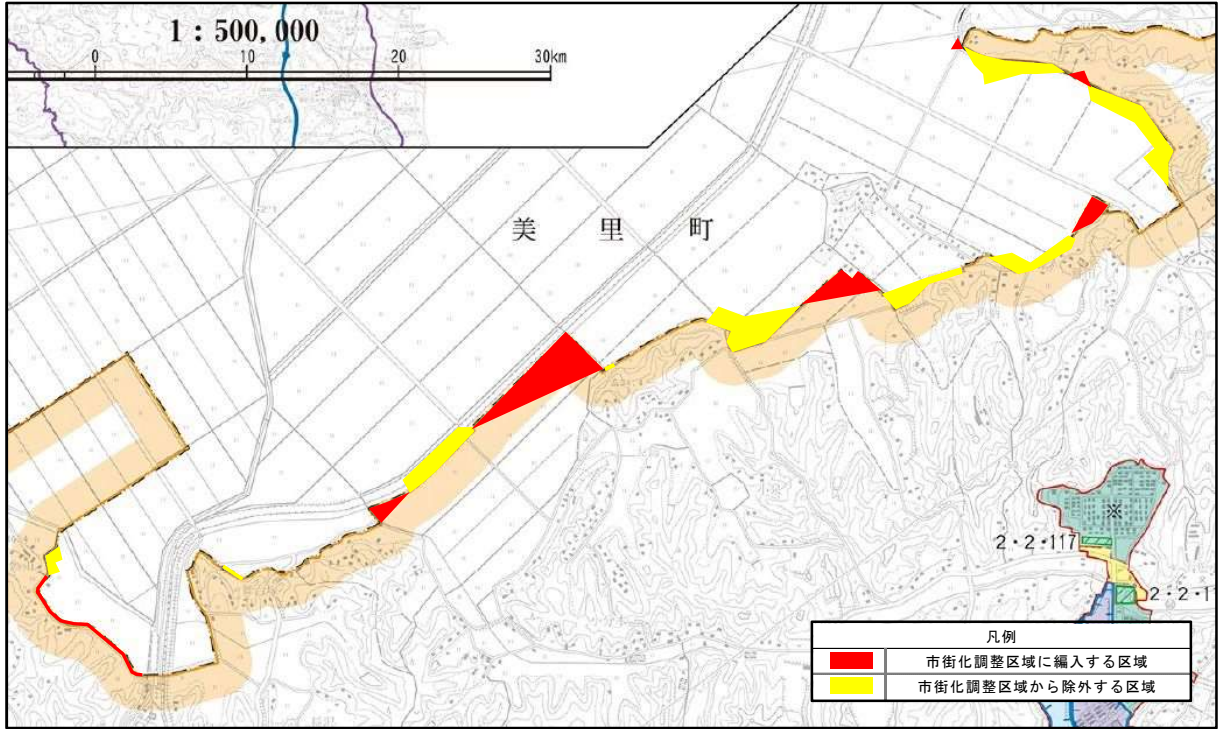
【石巻市西道下地区 計画図】



【東松島市赤井川前三番地区 計画図】



【東松島市上福田・蛇沼向地区 計画図】



気仙沼都市計画区域の変更について

根拠条文：都市計画法第5条第6項において準用する

同条第3項

都市計画案：別紙のとおり

気仙沼広域都市計画区域の変更 (宮城県決定)

気仙沼都市計画区域を次のように変更する。

1 気仙沼都市計画区域

別添のとおり

2 都市計画区域の範囲及び規模

区 分	市町村名	範 囲	変更前	変更後	増 減
気仙沼都市 計画区域	気仙沼市	行政区域	4,682 ha	3,858ha	減 824ha

3 新たに都市計画区域を指定する土地の区域

字名一覧表のとおり

4 都市計画区域から除外する土地の区域

字名一覧表のとおり

5 変更理由

東日本大震災後の復興事業による新たな都市基盤の整備や、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえ、都市計画基礎調査を実施し、通勤、通学圏などの日常生活圏域の状況、農地転用や新規建築物件数などの土地利用の転換の動向を総合的に分析・評価を行った。

その結果、都市的土地利用がなされている区域は、引き続き都市計画区域とし、森林法における森林地域（国有林、地域森林計画対象民有林）として保全がなされている区域と、市街地と一体的な土地利用が見込まれない山間部については都市計画区域から除外する。

また、新たに生じた公有水面埋立地は、一体の都市として整備、開発及び保全する必要があることから、新たに都市計画区域に指定する。

さらに、河川や道路等の地形地物や、ほ場整備による旧行政区域の変更にあわせて都市計画区域界を変更するもの。

字名一覧表

新たに都市計画区域を指定する土地の区域

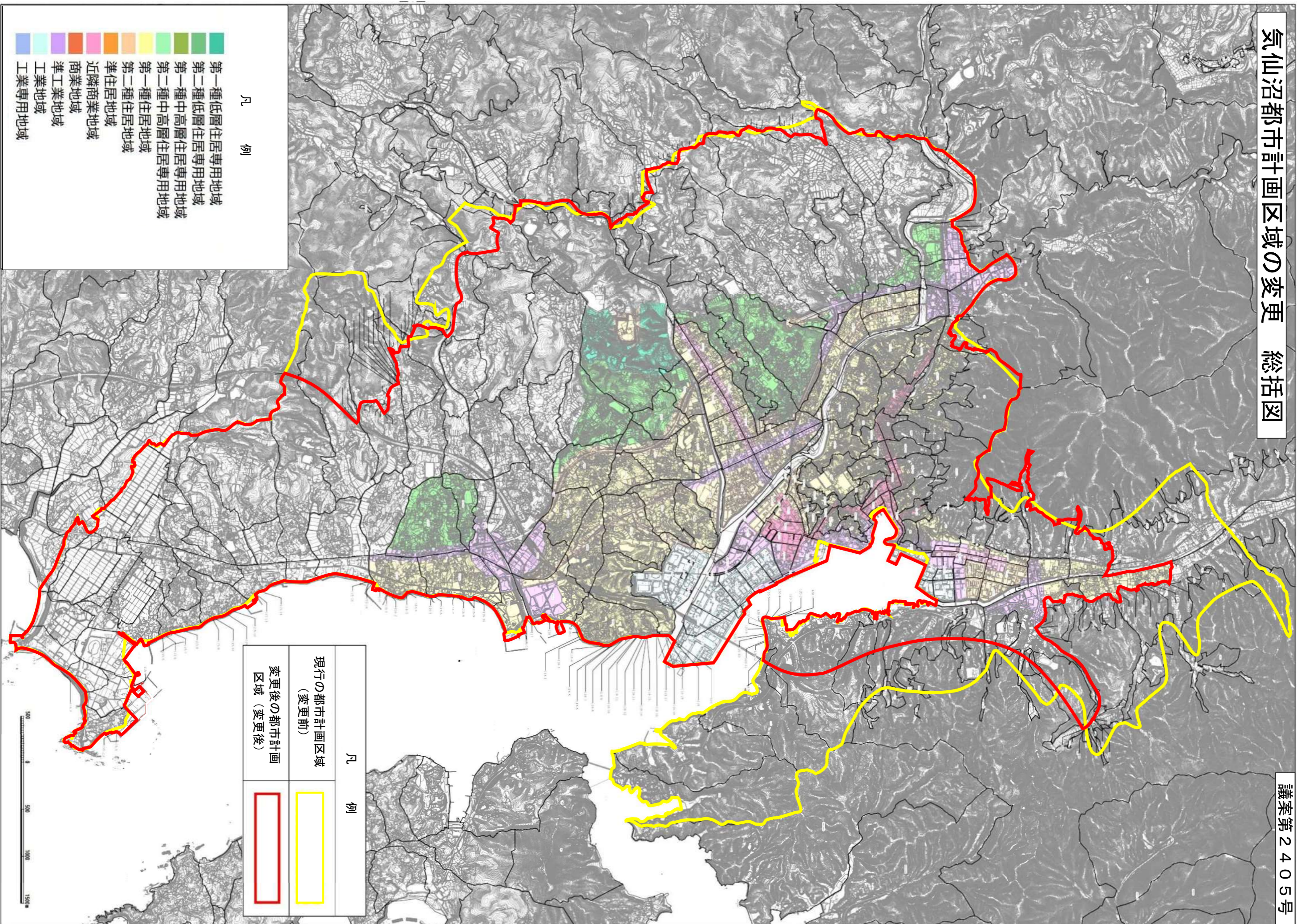
市町	字名	全部・一部の別
気仙沼市	魚浜町	全部
	九条	一部
	田中	一部
	古町四丁目	一部
	古町	一部
	魚町二丁目	一部
	太田二丁目	一部
	南町海岸	一部
	港町	一部
	魚市場前	一部
	蔵底	一部
	西八幡前	一部
	西中才	一部
	東八幡前	一部
	浪板	一部
	大浦	一部
	大岩井山	一部
	大峠山	一部
	松崎片浜	一部
	松崎尾崎	一部
	松崎大萱	一部
	松崎下金取	一部
	赤岩大石倉	一部
赤岩長柴	一部	
赤岩大滝	一部	

市町	字名	全部・一部の別
	赤岩牧沢	一部
	松崎前浜	一部
	瘦槻	一部
	百目木	一部
	和野	一部
	柳沢	一部
	波路上瀬向	一部
	波路上内沼	一部
	波路上岩井崎	一部
	波路上内田	一部
	長磯赤貝	一部
	長磯二本松	一部
	長磯浜	一部
	長磯七半沢	一部
	長磯森	一部
	岩月台ノ沢	一部

都市計画区域から除外する土地の区域

市町	字名	全部・一部の別
気仙沼市	二ノ浜	全部
	三ノ浜	全部
	古町四丁目	一部
	太田二丁目	一部
	西中才	一部
	東中才	一部
	東八幡前	一部
	浪板	一部
	大浦	一部
	小々汐	一部
	大岩井山	一部
	大峠山	一部
	松崎尾崎	一部
	松崎猫渕	一部
	松崎立石	一部
	松崎大萱	一部
	松崎下金取	一部
	赤岩大石倉	一部
	赤岩長柴	一部
	赤岩大滝	一部
	松崎北沢	一部
	松崎前浜	一部
	瘻槻	一部
百目木	一部	
和野	一部	

市町	字名	全部・一部の別
	金成沢	一部
	波路上明戸	一部
	長磯森	一部
	最知南最知	一部
	最知荒沢	一部
	岩月箒沢	一部
	岩月長平	一部
	岩月台ノ沢	一部
	岩月千岩田	一部
	本吉町土樋下	一部
	本吉町後田	一部



気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の
変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (宮城県決定)

気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

別添のとおり

2 変更理由

東日本大震災後の復興事業完了後の人口減少社会に対応した「集約型都市構造」及び「新・宮城の将来ビジョン」（宮城県：令和2年12月策定）に掲げる「富県宮城」の実現を目指すとともに、激甚化する災害に対応したまちづくりを推進するために都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を見直すものである。